申請から登録までの流れ

届出事業者の手続きの流れ	登録地盤会社の手続きの流れ
地盤調査の依頼	地盤調査の実施
	地盤調査報告書の提出
	３通作成し、２通を届出事業者へ提出して下さい
設計	
「地盤調査報告書」にある考察結果に従って基礎形式の選択、基礎の設計を行って下さい。	
	地盤補強工事の実施（必要な場合のみ）
	地盤補強工事報告書提出
	３通作成し、２通を届出事業者へ提出して下さい
請負契約	
建築確認申請・確認済証	
	地盤保証制度の申請　注 1, 2, 3
まもりすまい保険契約の申し込み	
住宅の着工前に事務機関へ「保険契約申し込み」に「地盤調査報告書」等、１通添付して、提出して下さい。	「地盤保証制度申請書」に「地盤調査等・地盤保証依頼書」の写し、「地盤調査報告書」（地盤補強工事を実施した場合は、「地盤補強工事報告書」）を添付して提出して下さい。 事務機関から「地盤保証制度受理証」が発行されますので、「保険加入証」が発行されるまで、大切に保管して下さい。
住宅本体工事の着工・・**基礎工事の着工日から保険が開始されます**	
第１回　現場検査（基礎配筋完了時）	
地盤調査報告書に基づき、適切な基礎形式を選択しているか等、住宅保証機構の現場検査員が確認します。	
	地盤保証制度保証料の引落し（翌月の２６日）
まもりすまい保険の保険料の引き落とし（翌月の 26 日）	
	住宅保証機構より保証料の引落としがあります
第２回　現場検査（屋根工事完了時）	
住宅の竣工	
まもりすまい保険証券発行申請	
住宅の引渡し時に事務機関にまもりすまい保険の「保険証券発行申請」を行って下さい。	
	「保険加入証」の発行　注４
まもりすまい保険「保険証券」の発行	
事務機関から地盤保証付きと記載された「まもりすまい保険　保険証券」を発行します。	事務機関から「地盤保証制度加入証」を発行します。届出事業者には「地盤保証制度保険内容説明書」を渡し、保険内容については説明して下さい。
住宅の引渡し	
住宅の引渡しから１０年が経過する日（保険期間終了）	